

4. 学位授与事業の展開

4.1 専門委員会の統合

前に述べたように、専門委員会(省庁大学校関係の課程の認定と学位授与審査)、特別専門委員会(専攻科認定関係)、学士専門委員会(専攻科等の修了者に対する学士の学位の授与)の3つの委員会は、それぞれの事項に関連する審査基準、審査方法の設定、実際の審査業務などを分担して行っていたが、審査基準や審査方法の設定が一段落したこともあり、平成6年5月、専攻分野ごとに1つの専門委員会に統合されることとなった(「専門委員会の設置に関する申合せ」)。また、専門委員会には、必要に応じて部会を置き、部会の決定をもって専門委員会の決定とすることができることとした。この決定により、各部会は省庁大学校の課程の認定、学位授与の審査、短期大学及び高等専門学校専攻科の認定並びに認定専攻科等の修了者等に対する学士の学位の授与など関連分野の事項をすべて扱うこととなった。また、この時点で16の専門委員会と34の部会が設置された。

平成7年5月には、いくつかの専門委員会の改編が行われた。医学・薬学の分野については、当初、医学専門委員会とされていたが、医学・薬学専門委員会へと改称され、医学部会と薬学部会を置くこととなった。同様に、当初の看護学・保健衛生学専門委員会は、看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会と改称され、鍼灸学部会を加えることになった。また、当初の工学専門委員会は、工学・芸術工学専門委員会となり、造形工学部会の名称が造形工学・芸術工学部会に改称された。さらに、海上保安専門委員会は商船学・海上保安専門委員会に改称され現在に至っている。これは、将来、商船学についても審査基準の設定の必要性が見込まれたためである。

また、平成6年11月15日の審査会において、社会科学に関する特別専門委員会が設けられた。それまで、「社会科学」は学位に付記する専攻分野の名称の1つに挙げられてはいたが、修得単位の審査基準の設定、学位授与に対する審査体制などは未設定であった。一方、社会科学の領域は、「社会学」、「法学」、「政治学」、「商学」、「経営学」、「歴史学」、「比較文学」、「地域研究」、「国際関係」などの広い分野を含んでいる。そこで社会科学については、関係分野の審査員及び関係専門委員会の主査等で構成される特別専門委員会として設置し、審査基準、審査体制を決定するとともに、審査に当たることとした。その後、防衛大学校総合安全保障研究科修了者の修士の学位を審査する必要性から、平成11年3月に、社会科学専門委員会が設置されることになった。これを受けて、社会科学に関する特別専門委員会の従来の業務は社会科学専門委員会に引き継がれ、特別専門委員会は廃止された。

ロシア語・ロシア文学部会、中国語・中国文学部会は、平成10年5月に設置された。また、看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会に設置されていた保健衛生学部会は、平成10年5月をもって廃止されている。

平成13年7月現在の専門委員会と部会の名称は表4-1に示すとおりである。17の専門委員会があり、そのうち、8つの専門委員会は複数の部会から構成され、合わせて38部会が置かれている。平成13年度の専門委員の総数は約300名である。

表4-1 専門委員会及び部会の名称

(平成13年7月1日現在)

文学・神学専門委員会	国語国文学部会 英語・英米文学部会 独語・独文学部会 仏語・仏文学部会 ロシア語・ロシア文学部会 中国語・中国文学部会 歴史学部会 哲学部会 心理学部会 宗教学部会
教育学専門委員会	
社会学専門委員会	社会学部会 社会福祉学部会
教養・学芸専門委員会	
社会科学専門委員会	
法学・政治学専門委員会	
経済学・商学・経営学専門委員会	
理学専門委員会	数学・情報系部会 物理学・地学系部会 化学系部会 生物学系部会
医学・薬学専門委員会	医学部会 薬学部会
看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会	看護学部会 検査技術科学部会 放射線技術科学部会 理学・作業療法学部会 鍼灸学部会
家政学・栄養学専門委員会	家政学部会 栄養学部会
工学・芸術工学専門委員会	機械工学部会 電気電子工学部会 情報工学部会 応用化学部会 材料工学部会 土木工学部会 建築学部会 応用物理学部会 航空工学部会 造形工学・芸術工学部会 福祉工学部会
農学専門委員会	
水産学専門委員会	
芸術学専門委員会	音楽部会 美術部会
体育学専門委員会	
商船学・海上保安専門委員会	

4.2 短期大学・高等専門学校卒業生等への学位授与（学位規則第6条第1項関係）

4.2.1 制度の進展（基礎資格・単位修得要件の改正など）

a 専攻科修了見込み者の学位申請

平成4年度10月期における最初の学士の学位授与の審査では、修得単位として、「短期大学・高等専門学校の専攻科のうち学位授与機構が認定した専攻科の単位」を含めることが認められていた。しかし、専攻科修了者の大学院進学等の便宜を考えると、学位授与の申請を専攻科修了見込みの段階で受け付け、専攻科修了に合わせて学位を授与するのが適当との考え方は、機構設立当初からあった。一方、制度の性格上、すべての単位修得要件を満たした後、申請を受け付けるべきであるとの意見もあった。

専攻科修了見込み者の申請は、平成5年度10月期より受け付けることになった。これにより、認定専攻科からの初めての修了見込み者に対応することが可能となった。このことは、平成5年5月31日付け文書で、機構長より認定専攻科を置く短期大学長及び高等専門学校長に通知され、機構では「学士への途―第3版―追補」を作成して周知を図った。また、文部省高等教育局長より、同日付けで、各国公私立大学長、放送大学長及び各国公私立高等専門学校長に対して、専攻科修了見込みの学生の大学院入試受験に関して「大学院入学の前年度に学士の学位を授与される見込みの者として、その出願を受け付ける」よう、また、「大学院入学者選抜への出願等の手続きに関して十分な情報提供を行う」よう通知が行われた。

この結果、平成5年度10月期の学士の学位授与申請者117名中90名を見込み申請者（合格者85名）が占めた。それから7年後の平成12年度10月期の申請では、申請者1,588名のうち1,275名が見込み申請者となっている。このように、見込み申請を可能にしたことは、申請者の増大をもたらすことになった。その一方で、短期大学や高等専門学校の学生の専攻科への進学者の増加をももたらしているものと推測される。

b 不合格者の再申請

学士の学位授与に当たっては、「修得単位の審査」並びに「学修成果の審査及び試験」が行われている。当初、申請者には、合格あるいは不合格の通知に加えて、不合格者に対しては、「修得単位の審査」と「学修成果の審査及び試験」の区分ごとに可・不可の判定を通知し、「修得単位の審査」が不可の場合には、その理由も通知していた。

平成5年度4月期の審査より、不合格となった者で「修得単位の審査」、「学修成果及び試験」のいずれかが「可」と判定された者は、3年以内に再申請をすれば、「可」と判定された結果に係る審査が免除されることになった。ただし、学修成果・試験の判定に次の要件が加えられた。

修得単位の審査の結果、認定した単位が以下の要件を満たさない場合、学修成果・試験の結果にかかわらず、学修成果・試験も不可とする。

ア．基礎資格該当後の認定単位数が62単位以上（3年制短期大学の卒業生は31単位以上）であること。

イ．専攻に係る認定単位数が62単位以上であること。このうち、専門的科目の認定単位数が専攻の区分ごとに定められている修得すべき専門的科目の総単位数以上であること。

この要件の趣旨は、学位授与制度が「基礎資格を有する者が大学における一定の単位を修得すること」が基本にあることから、まず、「学修成果・試験」のみ「可」の判定を受け、3年以

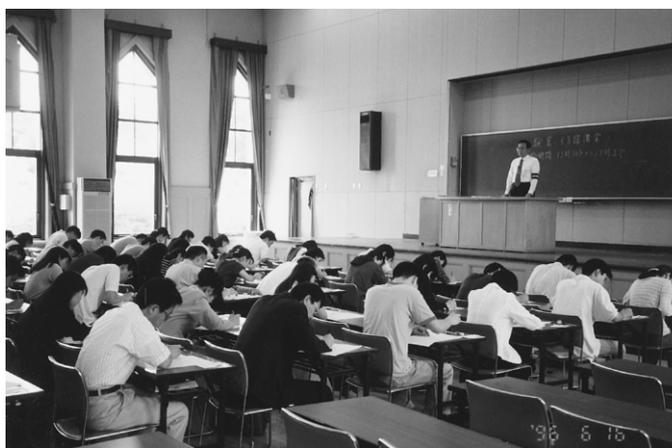
内に多数の単位を修得し学士の学位を取得しようとする者を排除することになった。しかし、この要件は実効性が乏しいとして、平成7年3月に廃止されている。

平成6年度10月期からは、不合格者に対し、「学修成果及び試験」の区分についても、「不可」となった理由を通知することになった。

c 専門学校修了者への基礎資格の付与

平成9年12月大学審議会は答申「高等教育の一層の改善について」等において、「一定の条件を満たす専門学校の卒業生に対して大学等への編入学の途を開いていくようにすることが適当である」と提言した。具体的には、「修業年限が2年以上で総授業時数が1,700時間以上のもの」を基準として認定された専門学校（専修学校の専門課程）を卒業した者としている。さらに、「大学等への編入学資格の認定を受けた専門学校の卒業生については、学位授与機構における学士の学位授与の基礎資格についてもあわせて認めていくこととするのが適当である」と述べている。また、行政改革委員会規制緩和委員会もその報告（平成9年12月）において、専門学校修了者の大学編入学を認めるよう制度改正を行うよう提言している。これらの提言を受け、平成10年6月「学校教育法」が改正されるとともに、同10年8月「学校教育法施行規則」及び「学位規則」が改正され、専修学校の専門課程の修了者が学位授与機構における学士の学位授与審査の対象に加えられることとなった。

こうした動きを受けて、学位授与機構では、平成10年3月、「専門学校卒業生に対する学位授与に関する調査研究会」（座長：戸田修三 日本私立学校振興・共済事業団理事長 [当時]）を設置して、専門学校修了者に対する学位授与の要件について検討を開始した。この調査研究会の検討結果を受けて、審査会（平成10年11月10日）において、専門学校の修了者を基礎資格に加えるべく、「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」及び「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」について審議が行われ、それに基づき所要の改正を行った。この結果、平成11年度4月期から「専門学校修了者」に対しても、短期大学・高等専門学校卒業生と同様に、一定の学修を積み上げたうえで学士の学位を申請する途が開かれた。なお、単位の修得要件は、2年制（総授業時数1,700時間以上）、3年制（総授業時数2,550



小論文試験



面接試験

時間以上)の専門学校修了者に対して、それぞれ、2年制、3年制の短期大学の卒業者と同様に設定された。平成11年度の4月期には、22名の専門学校修了者からの申請者があった。

d 修得単位の要件「大学の単位16単位」の廃止

当初、「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」(平成4年1月14日施行)において、「16単位以上は大学において修得すること」が単位修得の要件の一つとして定められた。また、そのうち、「原則として8単位以上は、専攻に係る単位でなければならない」ことが「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」(平成4年9月1日施行)に定められた。これらの単位の修得要件については、規程の設定時から「大学での学習体験が重要」とする意見、「専攻科における学習で十分」とする意見、「大学で単位を取得することの時間的・経済的難しさ」を指摘する意見、「専攻に係る単位の8単位は多すぎる」との意見など、多様な意見があった。前述したように、第4回審査会(平成3年12月)では、「大学において最低修得すべきとされている単位数16単位については、今後実施状況のみをみて適当な時期の見直しについて検討する」こととされていたものである。

平成12年11月、「大学審議会短期大学及び高等専門学校の在り方に関するワーキンググループ」の総会への審議経過報告において、「学位が授与されるためには大学評価・学位授与機構が認定した専攻科における学修でなければならないこと、申請を行った者に対し個別に審査がなされること、平成3年の制度創設以来、同機構による専攻科の認定が定着しつつあると考えられることなどを踏まえ、今後の生涯学習需要の多様化、高度化により柔軟に対応できるようにする観点から、同機構が認定した専攻科で所要の学修を行った者については、大学における16単位の修得を求めないことが適当である」と報告した。

こうした大学審議会の審議動向を受けて、学位審査会では平成12年11月、「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」及び「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」を改正して、大学における16単位以上の単位修得要件を廃止することを決定した。この改正は、平成13年1月に機構長より官報に公示され、平成13年度の申請者から適用されている。

4.2.2 専攻区分ごとの修得単位の審査基準の設定

平成4年10月の最初の申請受けを前に、「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」(平成4年9月1日施行)が定められた。まず、申請者の見込まれる14の専攻分野の22専攻区分について、専攻区分ごとの修得単位の審査基準が決定された。その後、他の専攻分野、専攻区分についても、順次審査基準が設定された。平成13年7月現在、「商船学」を除く25専攻分野の53専攻区分について専攻基準が設定されている。各審査基準が適用された最初の申請時期は表4-2に示すとおりである。各専攻区分ごとの審査基準については、「新しい学士への途-平成13年度版」(資料編参照)に掲載されている。

表4-2 単位修得の専攻基準が設定されている専攻分野と専攻区分

専攻分野	専攻区分	審査基準の適用開始
文 学	国語国文学	平成4年10月
	英語・英米文学	平成4年10月
	独語・独文学	平成5年4月
	仏語・仏文学	平成5年4月
	中国語・中国文学	平成11年10月
	ロシア語・ロシア文学	平成11年4月
	歴史学	平成5年4月
	哲学	平成5年4月
	心理学	平成5年4月
	宗教学	平成4年10月
教 育 学	教育学	平成4年10月
神 学*	神学	平成4年10月
社 会 学	社会学	平成5年4月
	社会福祉学	平成4年10月
教 養	比較文化	平成4年10月
	地域研究	平成4年10月
	国際関係	平成4年10月
	科学技術研究	平成6年4月
学 芸**		平成4年10月
社 会 科 学	社会科学	平成7年4月
法 学	法学	平成4年10月
政 治 学	政治学	平成4年10月
経 済 学	経済学	平成4年10月
商 学	商学	平成4年10月
経 営 学	経営学	平成4年10月
理 学	数学・情報系	平成5年4月
	物理学・地学系	平成5年4月
	化学系	平成5年4月
	生物学系	平成5年4月
	総合理学	平成6年4月
薬 学	薬学	平成9年4月
看 護 学	看護学	平成4年10月

専攻分野	専攻区分	審査基準の適用開始
保 健 衛 生 学	検査技術科学	平成 5 年 4 月
	臨床工学	平成 8 年 4 月
	放射線技術科学	平成 5 年 4 月
	理学療法学***	平成 5 年 4 月
	作業療法学***	平成 6 年 4 月
鍼 灸 学	鍼灸学	平成 9 年 4 月
栄 養 学	栄養学	平成 5 年 4 月
工 学	機械工学	平成 4 年10月
	電気電子工学	平成 4 年10月
	情報工学	平成 4 年10月
	応用化学	平成 4 年10月
	生物工学	平成 8 年 4 月
	材料工学	平成 4 年10月
	土木工学	平成 6 年 4 月
	建築学	平成 6 年 4 月
芸 術 工 学	芸術工学	平成 8 年 4 月
農 学	農学	平成 5 年 4 月
水 産 学	水産学	平成10年 4 月
家 政 学	家政学	平成 4 年10月
芸 術 学	音楽	平成 4 年10月
	美術	平成 4 年10月
体 育 学	体育学	平成 7 年 4 月

* 平成 4 年10月期～平成 6 年10月期の専攻分野の名称は宗教学

** 「学芸」は審査の基準を設定せず、専攻分野「教養」の審査基準に準じて審査（平成 7 年 4 月期より）

*** 平成 5 年 4 月期～平成 6 年10月期までは、それぞれ、専攻分野「理学・作業療法学」の 2 区分の中の 1 区分として設定

4.2.3 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定について

機構で認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科における修得単位は、大学で修得した単位と同等に学士の学位取得のための要件を満たす単位として用いることができる。また、これらの専攻科の学生は、一定要件を満たせば、「専攻科修了見込み」のまま、学位授与の申請をすることができる。

機構による専攻科の最初の認定は平成4年4月1日で、短期大学専攻科20校29専攻、高等専門学校専攻科2校5専攻が認定された。以後、毎年認定が行われている。平成13年までの各年度に認定された専攻科の数は表4-3に示すとおりである。現在認定されている専攻科の数は、短期大学専攻科105校164専攻、高等専門学校専攻科38校90専攻である。2年制短期大学における認定専攻科は53校、77専攻であり、3年制短期大学における認定専攻科は64校、87専攻である。また、高等専門学校の専攻科はすべて2年制である。平成5年以後、機構では、毎年「学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」（平成12年度からは、大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧）を刊行している。

認定を受けた専攻科については、当初、「一定期間」ごとに「教育の実施状況等」についての適否を審査することとされていたが、平成8年1月の審査会において、この期間は5年と定められた。これに伴い、平成9年度に最初の「教育の実施状況等」の審査が行われた。対象となったのは、平成4年4月に認定された専攻科のうち対象となる短期大学専攻科17校24専攻、高等専門学校専攻科2校5専攻であり、すべて「適」と判定された。以後、「教育の実施状況等」に関する審査は、毎年行われている。

表4-3 各年度における短期大学・高等専門学校専攻科の認定数

区 分	年 度 別 認 定 専 攻 科 数										平成13年度 現在認定 専攻科数
	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	
短 期 大 学	20	29	15	21	22	12	17	11	10	7	105 校
専 攻 科	29	40	20	28	24	12	19	11	16	8	164 専攻
高 等 専 門 学 校	2	4	3	3	5	3	4	3	7	5	38 校
専 攻 科	5	8	8	7	11	7	8	7	17	12	90 専攻
合 計	22	33	18	24	27	15	21	14	17	12	143 校
	34	48	28	35	35	19	27	18	33	20	254 専攻

注) 平成13年度現在認定専攻科数・学校数と年度別認定専攻科数・学校数の総数が一致しないのは、専攻科を廃止したこと及び同一の学校が年度を変えて複数の専攻科の認定を受けたこと等による。

4.2.4 短期大学・高等専門学校の卒業生、専門学校修了者等に対する学位の授与

学位規則第6条第1項関係の申請者に対する学士の学位の授与は、平成5年の1月に初めて行われた。授与者数は3名であった。平成5年以後は、毎年4月並びに10月に申請を受け付けている。先に述べた専攻科修了見込者の申請を可能にしたことや、審査基準が設定された専攻区分の充実、認定専攻科数の増加等に伴い、申請者数は年毎に増加している。

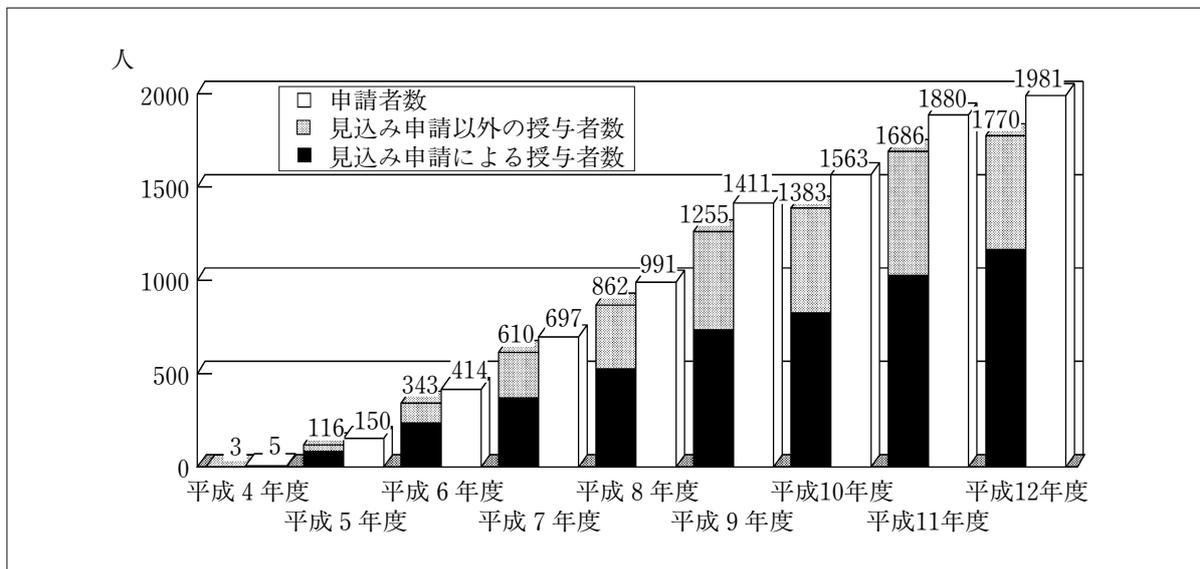


図4-1 各年度における申請者数，授与者数及び授与者のうちの見込み申請者の数

図4-1は，年度ごとの申請者数，授与者数，また，授与者のうちの専攻科修了見込み者の数を示したものである。平成12年度までの申請者の総数は9,092名，授与者の総数は8,028名であり，授与率は88.3%である。また，授与者のうちに見込み申請者が占める割合は，59.5%である。

図4-2は，平成12年度までの授与者について，専攻分野別に分布を示したものである。平成12年度までの授与者を専攻分野ごとにみると，工学が2,540名（31.6%）で最も多く，次いで，保

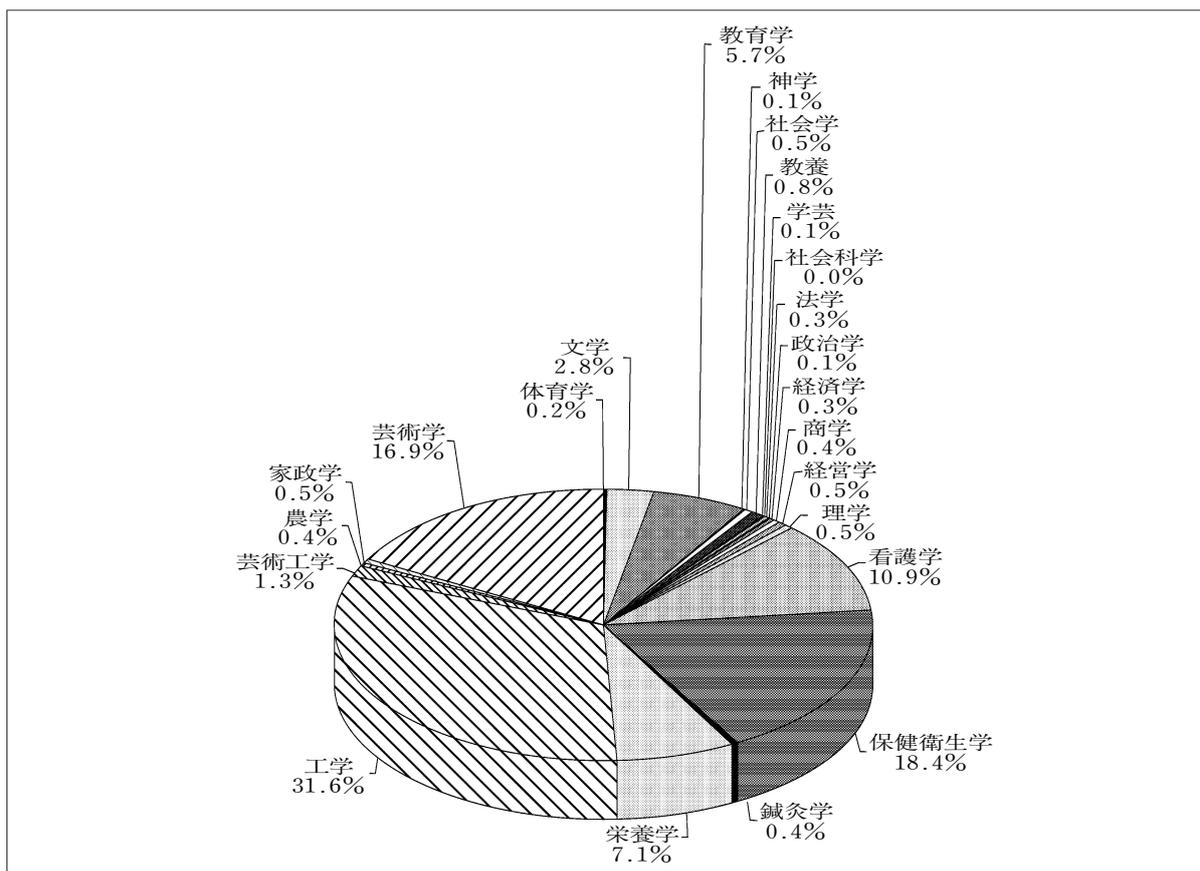


図4-2 学位授与者の専攻分野別分布

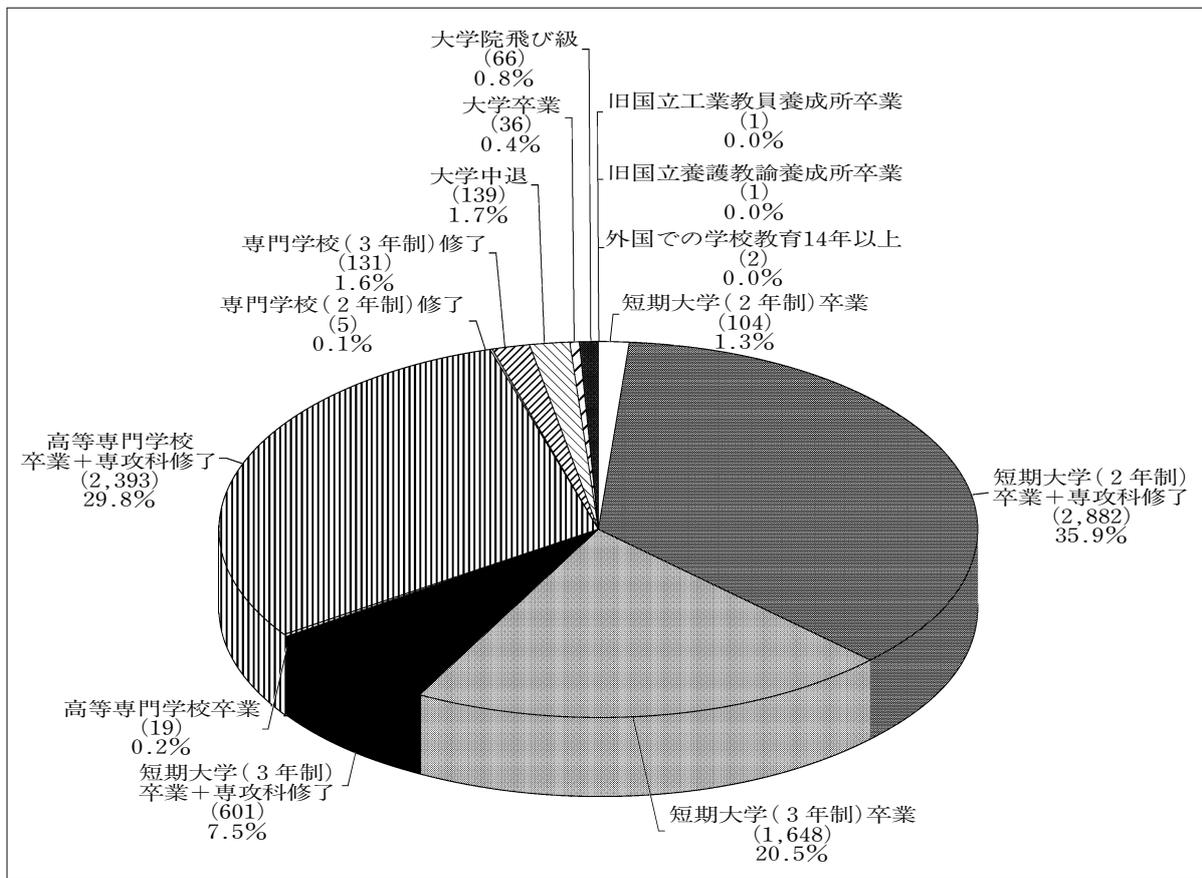


図4-3 学位授与者の基礎資格別分布

健衛生学 (1,481名, 18.4%), 芸術学 (1,358名, 16.9%) の順となっている。商船学では未だ申請者はない。また、薬学ではこれまで2名の申請者があったが、学位を授与された者はない(専攻分野別の授与者数の年次推移については資料編参照)。

図4-3は、平成12年度までの授与者数について基礎資格の種類別に分布をみたものである。最も多いグループは2年制短期大学及び高等専門学校を卒業後専攻科を修了した者で、それぞれ、約36%, 30%を占めている。3年制の短期大学の卒業生も割合が高い(28%)。2年制短期大学および高等専門学校の卒業生のなかでは、専攻科修了者が圧倒的に多いが、3年制短期大学卒業生のなかでは専攻科修了者の割合は比較的小さい。また、現時点では、専門学校修了者に対する学位授与数は比較的小さいが、これは専門学校修了が基礎資格として認められてから間もないためであり、今後、専門学校の学生に対する本制度の周知とともに専門学校修了者からの申請も増えていくものと予想される。

4.2.5 学士の学位取得者に対するアンケート

学位審査課(旧学務課)では、学士の学位授与事業の運営に資するため、各申請期ごとに学位取得者に対してアンケートを実施しており、これまで学位取得者の64.8%から回答を得ている。アンケートの項目は次のとおりである。

- (1) 学位授与制度をどこで知ったか
- (2) 学士の学位取得の動機
- (3) 学位申請時の職業
- (4) 学位取得後の進路及び学位取得との関連

- (5) 学位を取得したことの感想
- (6) 「新しい学士への途」について
- (7) 「学位授与申請書類等」について。

学士の学位を取得したことについては、「大変満足している」(66.8%)、「まあ満足している」(26.7%)との回答がある反面、「学修成果」、「試験」、「新しい学士への途」に対しては、「不満を感じた点」、「分かりにくかった点」を述べた回答も多く寄せられている。これらのなかには、制度上やむをえないものも含まれているが、「新しい学士への途」の記述など、アンケートの結果を生かして改善された部分も少なくない。

一方、学位審査研究部（旧審査研究部）は、平成10年10月に、平成9年9月までに学士の学位を得たもの全員を対象として「フォローアップ調査」を行った。また、これ以降、学位取得者に対して、定期的に1年後・5年後調査を実施している。これらの調査については、6.2で更に詳しく述べる。

4.3 省庁大学校の教育課程の認定と学位の授与

4.3.1 教育課程の認定

ここでは、省庁大学校の教育課程の認定に関して、平成4年度以降の状況について述べる。まず、大学の学部に対応する教育課程としては、平成3年度に認定された6大学校の6課程に加え、平成13年3月26日に、平成13年度に新設された厚生労働省所管の国立看護大学校看護学部看護学科が認定されている。授与される学位は、学士（看護学）である。

大学院の修士課程に相当する教育を行う課程としては、当初からの防衛大学校理工学研究科と職業訓練大学校研究課程に加えて、水産大学校水産学研究科（平成6年6月23日認定）及び防衛大学校総合安全保障研究科（平成9年3月11日認定）が認定されている。授与される学位は、前者は修士（水産学）、後者は修士（社会科学）である。

大学院の博士課程に相当する教育を行う課程としては、防衛医科大学校医学教育部医学研究科に加えて、防衛大学校理工学研究科後期課程（平成13年3月12日認定）が認定されている。授与される学位は、博士（理学）又は博士（工学）である。また、これに関連して行われた防衛大学校理工学研究科修士課程の専攻の再編と「前期課程」への改称に伴い、前期課程についても審査が行われた。

なお、平成5年4月職業訓練大学校は職業能力開発大学校と改称され、さらに、平成11年に改組されて、職業能力開発総合大学校となっている。

4.3.2 課程の再審査

一度認定を受けた省庁大学校が課程の組織や教育課程を変更したときは、機構長に通知することとされており、その変更が重要であると機構長が判断したときには、機構は課程の認定に関して再審査を行うことになっている。

最初の再審査が行われたのは、平成7年度であり、これは防衛大学校理工学研究科が平成8年4月から再編されることに伴うものであった。再審査は、理学専門委員会及び工学・芸術工学専門委員会で行われ、その結果に基づき審査会で「可」と判定された。ただし、この再審査については、平成6年度に防衛大学校側から再審査についての事前伺いが提出されており、両専門委員会における調査が先行してなされていた。しかしこれ以後、省庁大学校の課程、短期

大学・高等専門学校専攻科のいずれの再審査等においても事前調査が行われたことはない。

平成8年度には、平成9年度からの水産大学の本科の課程が改組されることに伴って再審査が行われた。この際、開講時に再審査を行うこととされた水産情報経営学科の審査は、平成10年度に行われた。

平成12年度には、防衛大学の本科に対して、平成13年度からの改組（人文・社会科学専攻、理工学専攻の再編）に伴う再審査が行われた。

4.3.3 認定を受けた課程の教育の実施状況等の審査

前に述べたように、当機構から認定を受けた課程の教育の実施状況等については一定期間ごとに審査が行われることになっていたが、平成8年1月の審査会では、この期間を「原則として5年」と定めた。さらに、同じ審査会で、教育課程の実施状況等の審査に関する事項や審査の方法、教育機関が学位授与機構（当時）に提出すべき書式等についての規程、「認定を受けた課程における教育の実施状況等の審査に関する細則」が定められた。

初めての「教育の実施状況等に関する審査」は平成9年度に行われ、防衛大学校本科、防衛医科大学校医学教育部医学科及び医学研究科、海上保安大学校本科、職業能力開発大学校長期間課程及び研究課程の計5校7課程がいずれも「適」と判定された。

平成6年6月に認定された水産大学校水産学研究科における教育の実施状況等の審査は平成11年度に行われ、「適」と判定されている。

4.3.4 認定課程と学位授与者数

以上に述べた審査及び再審査の結果、現在のところ、表4-4に示す各省庁大学の課程が認定されている。また、表4-4には、各課程修了者からの学位授与者の人数も示してある。各課程修了者に対する学位授与者数の合計は、平成13年7月現在、学士の学位が8,887名、修士の学位が860名、博士の学位が152名であり、合わせて延べ9,899名となっている。

表4-4 認定課程（各省庁大学校）

（平成13年7月1日現在）

(1) 大学の学部に対応する教育を行う課程

認定課程	修業年限	入学定員	学位授与者数	認定年月日	授与する学位（専攻名）
防衛大学校本科	4年	530	3,852	平成3年12月18日	学士（理学，工学，人文科学，社会科学）
防衛医科大学校 医学教育部医学科	6年	80	642	平成3年8月30日	学士（医学）
水産大学校本科	4年	185	1,681	平成3年12月18日	学士（水産学）
海上保安大学校本科	4年	50	410	平成3年12月18日	学士（海上保安）
気象大学校大学部	4年	15	139	平成3年12月18日	学士（理学）
職業能力開発総合大学校 長期課程	4年	220	2,163	平成3年12月18日	学士（工学）
国立看護大学校 看護学部看護学科	4年	100	—	平成13年3月26日	学士（看護学）
合 計			8,887		

(2) 大学院の修士課程に対応する教育を行う課程

認定課程	修業年限	入学定員	学位授与者数	認定年月日	授与する学位（専攻名）
防衛大学校 理工学研究科（前期課程）	2年	90	593	平成3年12月18日	修士（理学，工学）
防衛大学校 総合安全保障研究科	2年	20	40	平成9年3月11日	修士（社会科学）
職業能力開発総合大学校 研究課程	2年	30	181	平成3年12月18日	修士（工学）
水産大学校 水産学研究科	2年	10	46	平成6年6月23日	修士（水産学）
合 計			860		

(3) 大学院の博士課程に対応する教育を行う課程

認定課程	修業年限	入学定員	学位授与者数	認定年月日	授与する学位（専攻名）
防衛医科大学校 医学教育部医学研究科	4年	30	152	平成3年8月30日	博士（医学）
防衛大学校 理工学研究科（後期課程）	3年	20	—	平成13年3月12日	博士（理学，工学）
合 計			152		

道 半 ば

石 橋 通 子

50歳を過ぎた頃、妻・母・嫁の役割をほぼ終えた充足感を持ちつつ、漠然とした虚しさを覚えました。高校時代からの私の夢はカウンセラーになりたいというものでしたが、叶えることができぬまま専業主婦の生活を送ってきたのです。再び、若いときの夢に挑戦しようと一念発起しました。

カウンセラーという心の専門家としては、臨床心理士の資格を持つことが求められています。臨床心理士になるには、大学院修士課程を修了後に1年以上の心理臨床経験を積んで資格試験を受けねばなりません。私の最終学歴は短大卒なので、大学院受験のためにはまず大学卒業資格を得る必要がありました。そのためには、学位授与機構への申請が最適の選択肢と考えられ、この方法なら勉強とは縁遠くなっていた私にも可能性があるかもしれないと思い始めました。早速、家族に決意を伝えて了解をとり、自らは趣味を一時休止するなど身辺を整理し、新しい生活に備えました。

1995年の春、甲南大学の科目等履修生になりました。現役の学生にまじって講義を受けることへの能力的な不安はありましたが、やれるところまでやろうという気持ちで大学へ通い始めました。講義の中で初めて耳にする用語や、理解できない内容が出てくると、学生に教えてもらいました。こうして、学生、社会人からのUターン者、同年輩者と幅広い交流が生まれ、それはいまも続いています。

2年という最短期間で必要な62単位以上を揃えることができ、レポートを添えて学位授与機構に申請しました。講義の履修やレポー

ト作成について甲南大学の先生方の理解と協力があり、大変恵まれていたと思います。レポートのテーマ名は「更年期と個性化過程」で、約1年間夢分析をうけた体験をベースに考察しました。私個人の問題は、また同世代の女性と共有し普遍性を持つと考え、心身の転機である更年期のこころの変遷と発達をまとめたものです。書くことは、自分の考えを深め、また内面と対話していくことでした。

次に、小論文試験に臨んだときには、会場で初めて同じ目標を持つ仲間が大勢いることを知り、心強く感じました。

1997年8月、ようやく学士の学位授与、すなわち大学卒業と同等の資格を得ることができました。この制度があったればこそその目標達成であり、勉強は努力に応じて必ず成果を出してくれることを確信しました。目標を持って勉強することにより、はじめて学ぶ楽しさを知りました。

現在は、大学院を目指して勉強中です。高い関門の前に足踏み状態ですが、自分自身納得できるまで勉強を続けたいと思っています。先は長く、いまだに道半ばといったところですが、この道に悔いはありません。

学位授与機構に心よりお礼申し上げます。

いしばし・みちこ

昭和18年生

主婦・二男の母

昭和39年京都府立女子大学短期大学部被服科卒業

平成9年学位授与機構より学士（文学）の学位を授与される

口頭試問にて（平成11年7月12日）

森 本 康 介

平成11年7月12日午前10時30分、制服でなくスーツに身を包んだ私は東京・新橋の蔵前工業会館803会議室の前にいた。午前11時から実施される「修士の学位授与申請に係る口頭試問」を受けるためである。防衛大学校理工学研究科（現在理工学研究科前期課程）を卒業した者が「修士号」を得るには、この口頭試問に合格しなければならない。

控えのために椅子が用意されていたが、緊張のためなかなか座ることが出来ないでいる。足も震えている。これまで様々な試験を受けてきたが、これほど緊張したのは初めてである。準備してきたOHPシート、発表原稿を見なおす。学会発表のために、防衛大学校の先生方から指導を受けている時の自分の姿を思い出す。「大丈夫だ、大丈夫だ」と自分に言い聞かせ、緊張をほぐそうと試みる。

前の受験者がドアから出てきた。いよいよ自分の番だ。

審査していただく先生は3名。簡単な自己紹介の後、申請論文の説明に移る。テーマは「熱輻射熱量計の開発と固体試料の比熱容量測定」。研究目的から測定原理、測定結果を示して本装置の有効性を説明する。あっという間の20分、説明要領は今までの中で最高の出来だと思えた。

説明終了後直ぐに、試問に入る。「もう一度、比熱容量の導出原理を説明してほしい」、「どうしてそうなるのか?」、「1次相転移と2次

相転移の違いについて、あなたはどのように考えているか?」等々、矢継ぎ早に審査の先生方から質問を受ける。中には予想外のものもあったが、落ち着いて答える事が出来た。

最後に「よく勉強されてますね」とお言葉をいただいた。この一言で、2年間先生方から指導を受けながらやってきたこと全てが報われた気がした。達成感と満足感でいっぱいであった。

「有難うございました」と部屋を出て時計を見ると、針は12時30分を指していた。

それから2ヶ月後の平成11年9月24日、「修士（理学）」と記された学位記を授与された。

2年間の部隊勤務を経て、この4月理工学研究科後期課程学生として再び防衛大学校の門をくぐった。「博士」の取得はこれまで以上の努力が必要である。あの時の達成感、満足感を再び得るべく、実験装置と格闘している毎日である。

もりもと・こうすけ

昭和46年生

陸上自衛隊1等陸尉

平成6年防衛大学校本科理工学専攻卒業、陸上自衛隊勤務の後、平成9年防衛大学校理工学研究科入校、平成11年3月同卒業。

平成11年修士（理学）を取得。再び陸上自衛隊勤務ののち、平成13年4月より防衛大学校理工学研究科後期課程在学中